

新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）
及び新規上場申請のための四半期報告書の適正性に関する確認書

2020 年 6 月 26 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

会 社 名 日本情報クリエイト株式会社

代 表 者 の

役 職 代表取締役社長

氏名（署名） 米津 健一

当社の代表取締役（代表執行役）社長である米津 健一は、新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）及び新規上場申請のための四半期報告書に不実の記載がないものと認識しております。

なお、不実の記載がないと認識するに至った理由については、以下のとおりであります。

1. 新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）及び新規上場申請のための四半期報告書の作成にあたり、「企業内容の開示に関する内閣府令」、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び「四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の関連法令に基づき、全ての重要な点において適正に記載されていることを確認しております。
2. 新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）及び新規上場申請のための四半期報告書の作成において、業務分担及び責任部署が明確になっており、適切な業務体制が構築されております。
3. 毎月 1 回の定時取締役会のほか、必要に応じて随時開催する臨時取締役会において、重要な経営情報及び業務執行状況が適切に報告されるとともに、経営上の重要事項の意思決定が適切に行われております。
4. 監査等委員は、取締役会その他重要な会議への出席、監査役監査の実施、日常的な情報収集等を通じて取締役会の意思決定及び取締役会の業務執行が適切に行われていることを確認しております。
5. 内部監査担当者は、内部管理体制の適正性・有効性を定期的に監査しており、指摘事項及び改善状況について、その結果を代表取締役社長へ報告しております。
6. 会計監査人である EY 新日本監査法人による監査において、新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）及び新規上場申請のための四半期報告書の記載内容について、重要な指摘事項がないことを確認しております。